「第４４回全国中学生人権作文コンテスト静岡県大会」実施要領

１　主　　催

静　岡　地　方　法　務　局
静岡県人権擁護委員連合会

２　後　　援

静　岡　県　教　育　委　員　会
静　岡　県　私　学　協　会
静岡新聞社・静岡放送
ＮＨＫ静岡放送局
静　岡　市　教　育　委　員　会
浜　松　市　教　育　委　員　会
清　水　エ　ス　パ　ル　ス
ジ　ュ　ビ　ロ　磐　田
藤　枝　Ｍ　Ｙ　Ｆ　Ｃ
ア　ス　ル　ク　ラ　ロ　沼　津

３　趣　　旨

次代を担う中学生が人権問題について作文を書くことによって、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに豊かな人権感覚を身に付けること、及び入賞作品を国民に周知広報することによって、広く一般に人権尊重思想を根付かせることを目的とする。

４　実施方法

静岡県人権擁護委員連合会に所属する人権擁護委員協議会は、地区大会を実施し、優秀な作品を代表作品として静岡県大会に推薦する。

静岡地方法務局及び静岡県人権擁護委員連合会は、地区大会から推薦された代表作品について、審査を行い、表彰するとともに、特に優秀な作品を法務省及び全国人権擁護委員連合会が実施する中央大会に推薦する。

５　応募規定

(1) 対象

静岡県内の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部に在学する生徒並びに外国人学校に在学する者で中学生に準ずる生徒

なお、国外にある日本国内の中学校と同等の教育を行う日本人学校等に在学する生徒から応募があった場合の取扱いについては、主催者において判断する。

(2) 作文の内容

日常の家庭生活、学校生活、グループ活動あるいは地域社会との関わりなどの中で得た体験等を通じて、基本的人権の重要性、必要性について考えたことなどを題材としたものとする。

(3) 応募原稿の枚数

学校名、学年、氏名及び題名を除いて、４００字詰原稿用紙５枚以内とする。外国語で作文を作成した場合又は視覚に障害があり、点字若しくは録音テープで作文を作成した場合には、それぞれ４００字詰原稿用紙５枚以内の翻訳文、墨字又は反訳文とする。

なお、５枚を超えた場合は、審査の対象とならない。

(4) 応募上の留意事項

ア　応募作品は、自己の体験等や考察に基づいて創作した未発表のものに限る。

イ　応募作品について、本人以外の者による作品の加筆・修正は不可とする。

ウ　他人の作品を流用・盗用したものは、審査の対象とならない。なお、書籍やインターネット上のサイト等から、他人の意見や考え方などを引用する場合は、法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinkensakubun_no_kakikata01.html）上にその留意事項等が掲載されているので、十分注意されたい（「人権作文を応募いただく生徒の皆さんへ～人権作文の書き方～」を参照）。

エ　生成ＡＩを利用して、自己の体験等や考察に基づくことなく作成したものを自己の作品として提出した場合は、審査の対象とならない。

オ　本コンテストにおいては、共生社会の実現へ向けた取組の一環として、外国人や障害のある人との共生等をテーマをとした作品の積極的な応募を求めている。

(5) 応募方法等

応募作品は、応募する生徒が在学する学校に提出する。

提出する作文については、手書き、パソコン等で作成したものいずれも可とする。パソコン等で作成した場合は、４００字詰めの原稿用紙設定で印刷したものを提出する。

各学校においては、作品送付書（別紙１）及び作品原本を、学校所在地の市町を管轄する人権擁護委員協議会（別紙２）宛てに送付するが、送付先に変更がある場合、各協議会から学校に追って連絡する。

なお、応募作品の事前審査は不要だが、自主的に内容確認等をするなど、事実上の事前審査を行うことを妨げるものではない。

(6) 応募期限

各人権擁護委員協議会が定める日（別紙２）までに、学校から人権擁護委員協議会宛てに送付すること。

６　各人権擁護委員協議会における審査及び推薦

(1) 推薦基準

各人権擁護委員協議会は、各学校から送付のあった作品について審査を実施し、各人権擁護委員協議会の代表作品を静岡県大会に推薦する。

なお、代表作品数は、各人権擁護委員協議会における学校からの応募数に応じて、次のとおりとする。

応募総数が５００編未満の場合	２編
５００編以上１，０００編未満の場合	３編
１，０００編以上３，０００編未満の場合	４編
３，０００編以上５，０００編未満の場合	５編
５，０００編以上の場合	６編

(2) 推薦方法

各人権擁護委員協議会は、代表作品送付書（別紙３）及び代表作品原本を、静岡地方法務局宛て提出する。

(3) 推薦期限

令和７年１０月１５日（水）

７　静岡県大会における審査及び表彰

静岡県大会においては、次の審査員による審査を行い、表彰を行う。

(1) 静岡県大会審査員（予定）

○　静岡県教育委員会教育政策課人権・教員育成室長

○　静岡新聞社・静岡放送局編集局社会部長

○　日本放送協会静岡放送局コンテンツセンター長

○　静岡地方法務局長

○　静岡県人権擁護委員連合会会長

○　静岡県人権擁護委員連合会男女共同参画社会推進委員会委員長

○　静岡県人権擁護委員連合会こども人権委員会委員長

○　静岡県人権擁護委員連合会高齢者・障がい者人権委員会委員長

(2) 静岡県大会表彰

○　最優秀賞（うち１～２編を中央大会に推薦する。）

・　静岡地方法務局長賞　　１編

・　静岡県人権擁護委員連合会会長賞　　１編

○　特別賞

・　静岡県教育委員会教育長賞　　１編

・　静岡新聞社・静岡放送賞　　１編

・　ＮＨＫ静岡放送局賞　　１編

・　清水エスパルス賞　　１編

・　ジュビロ磐田賞　　１編

・　藤枝ＭＹＦＣ賞　　１編

・　アスルクラロ沼津賞　　１編

○　奨励賞　　若干数

入賞者には、表彰状及び副賞を贈呈し、応募した生徒にもれなく記念品を贈呈する。

(3) 静岡県大会入賞の発表

１１月下旬、各学校に入選者を通知する。

(4) 静岡県大会表彰式

ア　最優秀賞及び特別賞については、令和７年１２月中旬に開催する予定の「ふじのくに人権フェスティバル」において表彰を行う。

なお、最優秀賞を受賞した作品（以下「最優秀賞作品」という。）については、同フェスティバルにおいて受賞者本人による朗読を行う予定とする。

イ　奨励賞については、受賞者が在学する学校宛てに表彰状、副賞及び記念品を送付する。

８　作品の取扱い

(1) 応募作品は、返却しない。

(2) 応募作品の著作権（著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２７条及び第２８条に規定する権利を含む。）は、主催者に帰属するものとする。

(3) 応募作品に第三者のプライバシー等の利益に触れる内容があると認められる場合には、応募者本人等が当該第三者に後記(4)の各ホームページ及び作文集等への掲載等の承諾を得るものとする。当該第三者の承諾が得られない場合は、審査の対象とならない。

(4) 入賞作品については、「中学生人権作文集」を作成し、応募者の学校名、学年、氏名及び応募作品を公表する。また、朗読ＣＤを作製し、啓発活動の一環として作文集と併せて県内中学校に配布する。なお、作文集については、静岡地方法務局のホームページに掲出する。また、中央大会において法務事務次官賞以上の賞を受賞した作品については、法務省ホームページ、作文集等において作品の内容を公表する。

　なお、作品の公表に当たっては、作品の趣旨を損なわない範囲で一部修正することがある。

(5) 作品の公表に当たっては、応募者及びその保護者の意向に応じて、「氏名」、「学年・氏名」又は「学校名・学年・氏名」を非公表とする。

９　中央大会への推薦

(1) 最優秀賞作品については、下記(2)ないし(6)のとおり予定されている「第４４回全国中学生人権作文コンテスト中央大会（法務省・全国人権擁護委員連合会主催）」へ推薦する。

(2) 中央大会の審査員（予定）

　有識者

　一般社団法人日本新聞協会事務局長

　日本放送協会解説委員

　文部科学省初等中等教育局視学官

　全国人権擁護委員連合会会長

　法務省人権擁護局長

(3) 中央大会の入賞発表の日（予定）

令和８年１月２０日（火）

(4) 表彰

○　内閣総理大臣賞　（１編）

○　法務大臣賞　（１編）

○　文部科学大臣賞　（１編）

○　法務副大臣賞　（１編）

○　法務大臣政務官賞　（１編）

○　全国人権擁護委員連合会会長賞　（１編）

○　一般社団法人日本新聞協会会長賞（１編）

○　日本放送協会会長賞　（１編）

○　法務事務次官賞　（３編）

○　法務省人権擁護局長賞　（２５編程度）

○　奨励賞　（若干編）

(5) 感謝状

以下の中学校等に対して、主催者から感謝状を贈呈する。

ア　中央大会へ推薦された代表作品の応募者が在学する中学校等

イ　感謝状を贈呈する相当の理由があると認められる中学校等

(6) 中央大会の表彰日（予定）

令和８年１月頃

１０　作文集及び朗読ＣＤの活用等

(1) 各学校において、教育方針・個別事情等を考慮した上で、配布した第４３回全国中学生人権作文コンテスト静岡県大会の作文集（静岡地方法務局ホームページ:https://houmukyoku.moj.go.jp/shizuoka/page000001_01703.html にも掲載されている。）又は朗読ＣＤを活用した取組を実施する。

(2) 各学校で作文集や朗読ＣＤを活用した取組を行った場合には、別紙４の様式に該当事項を記入の上、令和８年１月３０日（金）までに学校所在地の市町を管轄する人権擁護委員協議会（別紙２）宛てに郵送又はＦＡＸ若しくは静岡地方法務局人権擁護課宛てメールで報告する。

なお、活用方法事例は別紙５のとおりである。